

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会
地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査基準

1. 考え方

本業務の受注候補者を決定することに関して必要な事項は、この審査基準に定めるところによるものとする。

なお、参加者から提出された提案書の内容によってのみ審査するものであり、これ以外の書類や情報等を審査の対象とすることはない。

2. 審査項目

- (1) 業務委託料（見積書の金額）
- (2) 事業者及び主任技術者の業務実績・資格
- (3) 業務の実施体制
- (4) 企画提案内容
- (5) 工程管理

3. 審査項目及び評価の視点

審査は100点満点とし、各項目における審査項目及び配点は以下のとおりとする。

(1) 業務委託料（見積書の金額） 配点 40 点

- 見積金額を下記の計算式に当てはめて点数化する（金額はすべて消費税を含まない額）。

【評価点】＝【見積基準額】／【見積金額】×40（小数点以下は四捨五入）

※ 見積基準額とは、全参加者の見積金額のうち、最低の見積金額を提示した事業者の見積金額（最低見積金額）、または、提案限度額の70%（1,680万円）のどちらか低い方の額をいう。

例1：最低見積金額＝1,500万円、当該参加者の見積金額＝2,000万円の場合
 $1,500 \text{ 万円} / 2,000 \text{ 万円} \times 40 = 30 \text{ 点}$

例2：最低見積金額＝1,700万円、当該参加者の見積金額＝2,000万円の場合
 $1,680 \text{ 万円} / 2,000 \text{ 万円} \times 40 = 34 \text{ 点}$ （小数点以下は四捨五入）

- なお、仕様に沿った価格が提示され、業務実施に支障は無いが、また、仕様に沿った適正な価格提示（内訳）がなされているかについても審査するものとし、その審査結果によっては、見積書の金額により採点された点数から減点するものとする。

(2) 事業者及び主任技術者の業務実績・資格 配点 5 点

- 事業者としての業務実績や資格のほか、過去10年間における「地域公共交通計画」又は「地域公共交通網形成計画」の成果品を参考に提出すること。（実績数に応じて審査する）主任技術者については、仕様書に定める要件を備えていることはもちろんのこと、主任技術者が業務を遂行するに足りる資格、実績等を踏まえて審査する。

(3) 業務の実施体制 配点 20 点 (各項目、配点 5 点ずつ)

本業務を実施するにあたっての業務の理解度と基本的な考え方、及び、事業者としての体制を審査する。

- ① 業務の理解度は十分か、また、仕様を熟知しているか。
- ② 調査・事例収集についての考え方や方法が効果的であり、これまでの取組を踏まえた実施方針となっているか。
- ③ サポート体制は十分あるか。また、業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。
- ④ 関連計画の把握・整理や整合を十分に図っているか。

(4) 企画提案内容 配点 30 点 (①・②は配点 10 点ずつ、③・④は配点 5 点ずつ)

企画提案の内容について仕様書の項目ごとに審査する。

- ① 仕様書のすべてを踏まえた具体的な提案がなされているか。
- ② 地域の特性・現状を把握し、それを踏まえ効果的かつ実現性の高い提案となっているか。
- ③ その他業務遂行のための積極的な提案がなされているか。
- ④ 住民ニーズの把握、関係者へのヒアリングの考え方や実施方法が効果的なものとなっているか。

(5) 工程管理 配点 5 点

工程を検証し、業務実施に支障は無いか審査する。

- 確実に履行できるスケジュールとなっているか。

4. 配点

- 3. (2) ~ (5) の各項目の採点については、審査委員が次に示す 6 段階評価で採点を行う。(カッコ内は 3. (4) ①、②の評点)

評価	評点
たいへん優れている	5 点 (10 点)
優れている	4 点 (8 点)
普通	3 点 (6 点)
やや劣っている	2 点 (4 点)
劣っている	1 点 (2 点)
審査項目に該当する提案がなされていない	0 点 (0 点)

※なお、3. (1) の減点区分については、3 段階評価で減点を行う。

評価	減点数
普通	0 点
劣っている	-5 点
著しく劣っている	-10 点

地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル方式 採点表

審査項目		審査の視点	配点		審査のポイント	小配点	備考
1	業務委託料（見積書の金額）	最も安価な見積金額を基準として配点する。また、仕様に沿った価格が提示され、業務実施に支障は無いが、仕様に沿った適正な価格提示（内訳）がなされているかについても審査し、その審査結果によっては、見積書の金額により採点された点数から減点する。	40	①	税抜き最低見積金額を基に、下記算式により算出する。 【評価点】＝【見積基準額】／【見積金額】×40（小数点以下は四捨五入）	40	
2	事業者及び主任技術者の業務実績・資格	事業者としての業務実績や資格のほか、過去10年間における「地域公共交通計画」又は「地域公共交通網形成計画」の成果品を実績数に応じて審査する。主任技術者については、仕様書に定める要件と業務を遂行する資格、実績等を踏まえて審査する。	5	①		5	
3	業務の実施体制	業務を実施するにあたっての業務の理解度と基本的な考え方、及び、事業者としての体制を審査する。	20	①	業務の理解度は十分か、また、仕様を熟知しているか。	5	
				②	調査・事例収集についての考え方や方法が効果的であり、これまでの取組を踏まえた実施方針となっているか。	5	
				③	サポート体制は十分あるか。また、業務を安定的に実施することができる体制が見込めるか。	5	
				④	上位関連計画の把握・整理や整合を十分に図っているか。	5	
4	企画提案内容	企画提案の内容について仕様書の項目ごとに審査する。	30	①	仕様書を踏まえた具体的な提案がなされているか。仕様書記載の内容が漏れなく達成されているか。	10	
				②	効果的かつ実現性の高い提案となっているか。	10	
				③	その他業務遂行のための積極的な提案がなされているか。	5	
				④	住民ニーズの把握、関係者へのヒアリングの考え方や実施方法が効果的なものとなっているか。	5	
5	工程管理	工程を検証し、業務実施に支障は無いが審査する。	5	①	確実に履行できるスケジュールとなっているか。	5	

- ・参加者が提出された提案書類の内容について審査し、各選定委員の評価点の平均が最も高かった参加者を受注候補者とする。
 - ・各選定委員の評価点の平均が最も高かった参加者が複数の場合は、企画提案の評価点が高かった者を受注候補者とする。企画提案の評価点が高かった者が複数の場合は、くじにより受注候補者を決定する。
- ※最高評価者の評価点が70点未満であった場合は、受注候補者を決定するかどうか検討が必要となる。

●採点区分

たいへん優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣っている	2
劣っている	1
審査項目に該当する提案がなされていない	0